

地区住民の皆様へ

## 鉛給水管取替工事についてのお願い

皆様方におかれましては、日頃より本市上下水道事業に対し、格別のご高配を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本市水道事業におきましては、水道メーター付近に使用されている鉛給水管の経年劣化等による漏水が多発していることから、鉛給水管取替工事を年次計画的に取り組んでいるところです。

つきましては令和6年度に、お住まいの地区を鉛給水管取替工事の対象区域とし、取替工事を実施することとなりました。

○ 今回の鉛給水管取替工事は、鉛給水管が使用されているご家庭、または使用されている可能性が高いご家庭が対象となります。対象のご家庭には、施工業者が訪問し、鉛給水管使用の有無を調査いたします。その後、鉛給水管の使用が確認されたご家庭には、工事内容の説明及び日程調整の上、取替工事を行いますので、ご協力をお願いいたします。

○ 鉛給水管取替工事の費用につきましては、原則、宮崎市上下水道局が負担をしますが、メーター周辺がタイル張りや植栽がある場合等、一部原形での復旧ができない可能性があります。このような場合には、事前に施工業者より説明がございますので、ご対応いただきますようお願いいたします。

工事の施工につきましては、宮崎市上下水道局から委託を受けた宮崎管工事協同組合及び同組合加盟業者が行います。

施工業者は、宮崎市上下水道局発行の身分証明書を携帯し、腕章を着用しております。ご多忙中のこととは思いますが、ご協力をいただきますようお願いいたします。

※次ページ以降に工事対象自治会及び工事の詳細等を記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

(詳細等)

1. 工事時期：令和6年5月上旬から令和6年12月下旬まで

※工期はあくまで予定であり、工事時期については前後する可能性があります。

2. 工事対象自治会：曾師、曾師北、一の宮、中原、中原南団地、今村、稗原寺ノ下、北中、西中、大町、大町前団地、芙蓉、平塚、平塚東江田原団地、鳥居原、吉村浮之城、浮城町、えだばる新櫛、新別府、新別府西、一ツ葉美松、阿波岐原阿波岐原町前浜、山崎、朝日ヶ丘団地、南窪、ニュータウン南窪、宮下

※その他、一部対象自治会周辺で鉛給水管使用の可能性がある場所も工事対象としております。

3. 施工業者：宮崎管工事協同組合及び同組合加盟業者

No.	組合員名	TEL
1	宮崎管工事協同組合	0985-24-2371
2	(有)井戸川設備	0985-53-2456
3	(株)アメックス	0985-24-1535
4	(株)カイエダ工業	0985-25-6633
5	(有)スイカン工業	0985-85-2977
6	(有)戸高配管	0985-85-0049
7	(有)池田設備工業	0985-56-3921
8	(有)東亜設備	0985-27-5901
9	(有)旭工業	0985-28-7304
10	(有)ミタカ設備工業	0985-52-1414
11	(株)宮崎水工社	0985-78-3150
12	(有)山崎設備	0985-54-3939
13	堀内設備工業(株)	0985-72-9777
14	(株)宏和工業	0985-51-2887
15	巴設備工業(株)	0985-27-2515
16	(有)野崎工業	0985-85-3743
17	(株)ミヤスイ	0985-73-5151
18	(有)太陽住設	0985-25-0930
19	(有)満森水道工業	0985-56-2961
20	大三設備工業(株)	0985-39-6089
21	藤岡工業(株)	0985-28-4711

対象のご家庭には、令和6年5月以降、身分証明書を携帯し、腕章を着用した施工業者が挨拶に伺いますので、ご対応お願いいたします。

身分証明書（見本）

発行番号 ○ - ○ - ○ 令和○年

**見本(表面)**

身分証明書

写真

下記の者は宮崎市上下水道局が発注した鉛給水管取替事業の従事者であることを証明する。

受託者 ○○○○会社  
従事者名 ○○○○(会社)  
○○○○(氏名)  
委託期間 令和○年○月○日から  
令和○年○月○日まで

発行者 宮崎市上下水道事業管理者  
上下水道局長 下郡 嘉浩

**見本(裏面)**

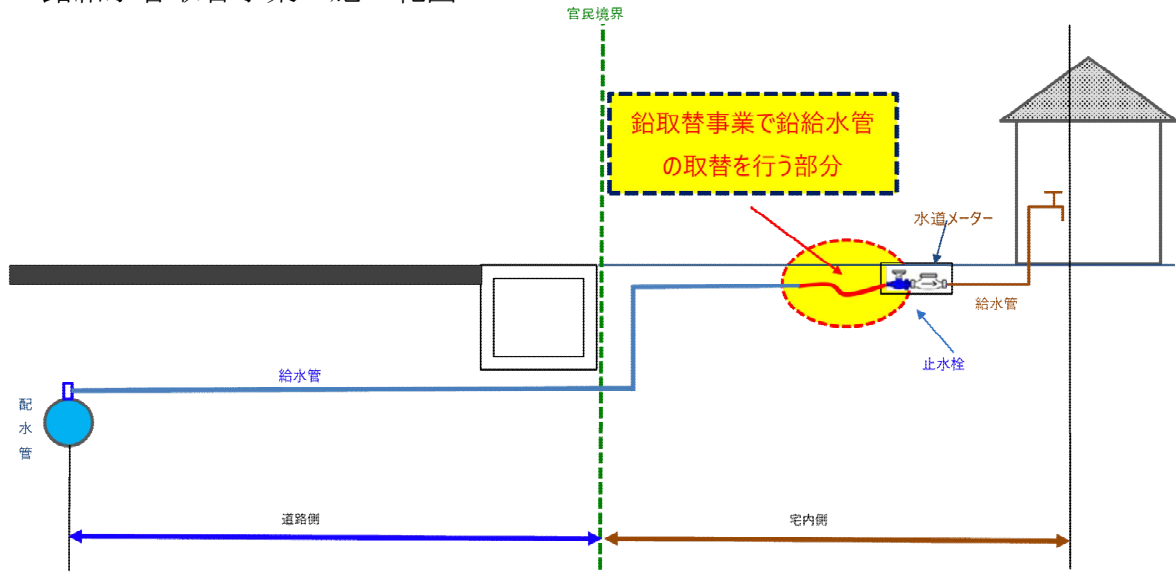
本証は、公印・日付のないものは無効とする。

1. 本業務を行う際は、本証を携帯しなければならない。
2. 本証は法令に基づく土地立入権を付与するものではない。
3. 本証は第三者に貸付し、又は譲付してはならない。
4. 調査等のために他人の占有する土地又は工作物に立ち入る時は、あらかじめ占有者の同意を得なければならない。
5. 関係人より、本証の提示請求があった場合には、本証を提示しなければならない。
6. 有効期限を経過した時、又は委託契約が解除された時不要になった時は直ちに返還しなければならない。
7. 名称、代表者氏名等に変更があった時は、速やかに記載事項の変更を受けなければならない。

腕章（見本）



#### 4. 鉛給水管取替事業の施工範囲



5. 問い合わせ先：宮崎市上下水道局 水道部 配水管理課 維持係  
TEL 0985 - 26 - 7555



令和6年度 鉛給水管取替位置図

※鉛給水管からの漏水が多発しており、鉛給水管の取替工事を行っています。



< 橿地区 >

